

静岡市静岡産業支援センター大規模修繕等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、地場産業の振興及び、地場産業に係る情報発信の促進に資するため、その拠点施設である静岡産業支援センター（以下「ツインメッセ静岡」という。）の安全性の確保及び利便性の向上を図る事業を行う公益財団法人静岡産業振興協会（以下「協会」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協会が実施する次に掲げる事業であって、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 施設の長寿命化、安心・安全の確保及び利便性の向上を図るための修繕事業
- (2) 地域経済の活性化の推進に資する施設改修事業であって、市長が特に必要と認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、委託料、備品購入費及び工事請負費であって、市長が必要があると認めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額の範囲内において市長が定める額とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる補助事業 補助対象経費の2分の1
- (2) 第2条第2号に掲げる補助事業 補助対象経費の3分の2

(交付の申請)

第5条 協会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、静岡産業支援センター大規模修繕等事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を

審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、静岡産業支援センター大規模修繕等事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、協会に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- （1）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第8条 協会は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた場合において、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ静岡産業支援センター大規模修繕等事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）変更事業計画書（様式第2号）
- （2）変更収支予算書（様式第3号）
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（変更、中止又は廃止の承認）

第9条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、静岡産業支援センター大規模修繕等事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により協会に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 協会は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに静岡産業支援センター大規模修繕等事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）事業実績書（様式第2号）
- （2）収支決算書（様式第3号）
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要が

あると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、静岡産業支援センター大規模修繕等事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により協会に通知するものとする。

(請求)

第12条 協会は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第13条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

2 協会は、前項の規定により概算払を請求するときは、静岡産業支援センター大規模修繕等事業補助金概算払請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

3 概算払により交付した補助金の額と第11条の規定により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

静岡産業支援センター大規模修繕等事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 ④
電話番号

補助金の交付を受けたいので、静岡市静岡産業支援センター大規模修繕等事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）収支予算書（様式第3号）
- （3）その他関係書類

様式第2号（第5条、第8条、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

| | |
|----------|--|
| 1 事業の名称等 | |
| 2 目 的 | |
| 3 事業期間 | |
| 4 具体的内容 | |
| 5 そ の 他 | |

様式第3号（第5条、第8条、第10条関係）

収支予算書（変更収支予算書・収支決算書）

1 収入の部

| 科 目 | 予 算 額 | 決 算 額 | 摘要 |
|-----|-------|-------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | | | |

2 支出の部

| 科 目 | 予 算 額 | 決 算 額 | 摘要 |
|-----------------------|-------|-------|----|
| 対 象 経 費 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 小 計 | | |
| 対 象 外 経 費 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 小 計 | | |
| 合 計 | | | |

様式第4号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡産業支援センター大規模修繕等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市静岡産業支援センター大規模修繕等事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

(1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的又は内容

イ 補助事業の事業計画又は収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年度静岡市規則第44号）、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第5号（第8条関係）

静岡産業支援センター大規模修繕等事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市静岡産業支援センター大規模修繕等事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由

様式第6号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡産業支援センター大規模修繕等事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市静岡産業支援センター大規模修繕等事業補助金第9条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第7号（第10条関係）

静岡産業支援センター大規模修繕等事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了した
ので、静岡市静岡産業支援センター大規模修繕等事業補助金交付要綱第10条の規定により、
次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- （1）事業実績書（様式第2号）
- （2）収支決算書（様式第3号）
- （3）その他関係書類

様式第8号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡産業支援センター大規模修繕等事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、
静岡市静岡産業支援センター大規模修繕等事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のと
おり通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第9号（第13条関係）

静岡産業支援センター大規模修繕等事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
申請者 名称 ⑩
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた補助金の概算払を受けたいので、静岡市静岡産業支援センター大規模修繕等事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 補助金の概算払を受けようとする理由

4 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協
支店・支所
口座番号 普通・当座 No.
口座名義